

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

受付手数料 求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付 1 件につき **660 円（消費税相当を含む。）** を求職者から

（ただし、同一の求職者に掛かる求職の申し込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には 3 件分を超えては申し受けません）

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手 数 料 の 額
求人受理時の事務費用	1, 100 円 以内 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている 額) の 50%以内 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期 間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払 われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載 されている額）の 50%以内 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助 言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の 付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている 額) の 50%以内 手数料負担者は求人者とします。
個人家庭において、職業安定法第 32 条の 3 第 1 項第 1 号に基づき介護関係業務、家事支援業務に従事する 家政婦（夫）については、労災保険特別加入に係わる 第二種特別加入保険料に充てるべき額を求人された 方から徴収します。（但し、家政婦（夫）が特別加入 した場合に限る）	支払われた賃金の 0.55% (消費税相当分を含む。) に相当する額 手数料負担者は関係雇用主とします。

上記の手数料は消費税が含まれています。

許可番号

28-ユ-300115

事業所の名称及び所在地

明石看護師家政婦(夫)紹介所

明石市本町 1 丁目 I - 24 大日明石本町ビル 202 号